

事業者

行政機 関法 (H17.4 月施行)	規定無
神戸市 (H10.4 月施行)	<p>< 現行条例 > (事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(指導又は助言)</p> <p>第28条 市長は、事業者に対し、事業者自らが個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。</p> <p>(事業者に対する措置)</p> <p>第29条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 市長は、事業者が前項の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同項の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合においては、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴取しなければならない。</p>
札幌市 (H8.4 月施行)	<p>< 現行条例 > (事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(事業者に対する措置)</p> <p>第26条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。</p> <p>3 市長は、事業者が正当な理由なく第1項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに応じなかったとき、又は前項の規定による勧告に従わなかったときは、札幌市個人情報保護審議会の意見を聴いたうえで、その事実を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該事業者の意見を聴かななければならない。</p>
仙台市 (H9.10 月施行)	<p>< 現行条例 > (事業者の責務)</p> <p>第四条 法人等及び事業を営む個人は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

<p>千葉市 (H8.4 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (事業者の責務) 第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。 (事業者の自主的対応のための指導助言) 第 31 条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。</p>
<p>さいたま市 (H13.5 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (事業者の責務) 第 32 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 (意識啓発等) 第 33 条 市長は、事業者に対し、個人情報の適切な保護措置を講ずるよう意識啓発並びに指導及び助言を行うものとする。 (説明等の要求) 第 34 条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。 (是正の勧告) 第 35 条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。 (事実の公表) 第 36 条 市長は、事業者が第 34 条の規定による説明若しくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき又は前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴くものとする。</p>
<p>横浜市 (H12.7 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (事業者の責務) 第 4 条 事業者（法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 (事業者に対する措置) 第 34 条 市長は、事業者が個人情報の取扱いについて市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、その事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。 2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、個人情報の保護に関する勧告をすることができる。 (1) 事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるとき。 (2) 前項の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく行わないとき、又は不正に行ったとき。 3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴かなければならない。</p>
<p>川崎市 (S61.1 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (事業者の責務) 第 4 条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。 (事業者に対する立入調査等) 第 28 条 市長は、事業者が第 4 条の規定に違反する行為をするおそれがある場合は、当該事業者に対し、関係資料の提出を求め、又はその職員をして当該事業者の事務所その他の事業</p>

	<p>所に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)について協力を求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項の協力要請に対し、事業者が資料を提出しないとき、又は立入調査を拒んだときは、協力要請の理由を付した書面により改めて資料の提出又は立入調査について協力を求めることができる。</p> <p>3 市長は、事業者が前項の要請を拒んだときは、その経過を公表することができる。 (事業者に対する指導、勧告等)</p> <p>第 29 条 市長は、事業者が第 4 条の規定に違反する行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、是正又は中止の勧告をすることができる。</p> <p>2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。</p>
<p>名古屋市 (H8.10 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (事業者の責務)</p> <p>第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。</p>
<p>京都市 (H6.4 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (事業者の責務)</p> <p>第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。</p>
<p>大阪市 (H7.10 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (事業者の責務)</p> <p>第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第 29 条 市長は、事業者及び事業者団体(事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする 2 以上の事業者の結合体又は連合体であって、個人情報を保有する事業者をその構成員に含むものをいう。)に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。 (出資法人等が講ずべき措置等)第 30 条 (調査及び公表)</p> <p>第 31 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を要請することができる。</p> <p>2 市長は、事業者が前項の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく拒んだときは、その旨、事実経過及び当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えた上で、審議会の意見を聴くものとする。 (勧告及び公表)</p> <p>第 32 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いにより個人の権利利益に重大な侵害が生じており、又は生ずることが明白であると認めるときその他事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。</p> <p>2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、当該勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「事実経過」とあるのは「勧告の内容」と読み替えるものとする。</p>

広島市 (改正 条例 16.4月 施行)	< 現行条例 > 規定無
北九州市 (H4.10 月施行)	< 現行条例 > (事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。
福岡市 (H3.9 月施行)	< 現行条例 > (事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。